

○宮崎大学まちなかキャンパス規程

〔平成29年1月26日
制 定〕

改正 平成30年3月22日 令和元年6月27日
令和3年3月25日

(設置)

第1条 宮崎大学（以下「本学」という。）に、地域連携活動の拠点及びまちおこしのフィールドとして、宮崎大学まちなかキャンパス（以下「まちなかキャンパス」という。）を置く。

(趣旨)

第2条 この規程は、まちなかキャンパスの使用に関し、国立大学法人宮崎大学固定資産管理規程及び国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項を定める。

(使用目的)

第3条 まちなかキャンパスは、本学職員及び学生並びに高等教育コンソーシアム宮崎又はその加盟機関が主催又は共催する教育・研究に関連した行事、その他社会連携及び地域振興の促進に資する行事等の用に供することを目的とする。ただし、その内容が主として営利及び政治・宗教活動を目的としたもの及び公序良俗に反するものについては使用させない。

(職員、学生の使用許可)

第4条 本学の職員及び学生がまちなかキャンパスを使用しようとするときは、あらかじめ使用許可願（別紙様式第1-1号）を学長に提出するものとする。

(学外者の使用許可)

第5条 学外者がまちなかキャンパスを使用しようとするときは、使用開始日の2週間前までに使用許可申請書（別紙様式第1-2号）を学長に提出し、許可を受けなければならない。

(道路使用時の手続)

第6条 前2条の規定にかかわらず、まちなかキャンパスの使用に伴い、アーケード道路（市道橋通老松線）を使用する場合は、使用許可願（別紙様式第1-1号）又は使用許可申請書（別紙様式第1-2号）に道路交通法に基づく道路使用許可申請書及びその添付書類を添えて、使用開始日の4週間前までに学長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可)

第7条 学長は、前2条の申請に対し、適当と認めたときは、使用許可書（別紙様式第2号）を交付するものとする。

(開所時間等)

第8条 まちなかキャンパスの開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午後1時15分から午後8時まで
- (2) 日曜日及び土曜日 午前9時から午後4時まで

2 まちなかキャンパスの休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たるときは除く。）及び12月28日から翌年1月4日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めたときは、開所時間及び休業日を変更することができる。

(使用の変更)

第9条 第4条から第7条までの規定により使用を許可された者（以下「使用者」という。）が日時及び使用目的等を変更しようとするときは、再度同条の手続きを経て許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第10条 使用者が使用を中止しようとするときは、速やかに学長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

第11条 まちなかキャンパスの使用許可後において、次の各号の一に該当する場合は、学長が使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用を許可された際の使用目的に違反し、又は使用許可についての条件を履行しないとき。
- (2) 使用許可申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 学長が特に必要があると認めたとき。

2 前項第1号又は第2号による使用許可の取り消し又は使用の停止によって生じた損害については、本学はその責を負わない。

(使用料)

第12条 使用者は、別に定める使用料金を納付しなければならない。ただし、本学職員及び学生並びに高等教育コンソーシアム宮崎又はその加盟機関が主として使用するときは、使用料金は徴収しない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責に帰することができない事由により使用できない場合にあつては、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、学長が適当と認める場合には、無償で使用させることができるものとする。

(使用心得)

第13条 使用者は、別に定める使用心得を遵守し、施設・設備の保全に努めなければならない。

(損害の弁償)

第14条 使用者は、故意又は過失により施設・設備及び備品等を破損、汚損又は滅失した場合

は、それによって生じた損害の費用を弁償しなければならない。

(事務)

第15条 まちなかキャンパスに関する事務は、研究国際部産学・地域連携課が総括する。ただし、まちなかキャンパスで実施する行事等に係る事務は、その業務を主として担当する事務局各部の総務担当課及び学部等の事務部並びに高等教育コンソーシアム宮崎又はその加盟機関において処理する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

宮崎大学まちなかキャンパス使用許可願

年 月 日

宮 崎 大 学 長 殿

<申請者>

住 所 〒

団 体 等 名

代 表 者 氏 名

責 任 者 氏 名

(連絡先 — —)

(E-mail)

下記のとおり、宮崎大学まちなかキャンパスの使用許可を申請します。

記

使 用 日 時 : 自 年 月 日 ()

時 分より

至 年 月 日 ()

時 分まで

(※ 使用日が連続して3日以上となる場合は、別途使用計画書を添付すること。)

行 事 の 名 称 :

行 事 の 内 容 :

使 用 施 設 名 : まちなかキャンパス 若草通アーケード (市道)

(※ 使用する施設にチェックしてください。)

附 帯 設 備 の 使 用 : 別紙「宮崎大学まちなかキャンパス附帯設備使用申請書」のとおり

使 用 予 定 人 数 :

宮崎大学まちなかキャンパス使用許可書

年 月 日

殿

宮 崎 大 学 長

㊟

宮崎大学まちなかキャンパス使用心得を遵守することを条件として、下記のとおり許可します。

記

使用日時： 自 年 月 日 ()
時 分より
至 年 月 日 ()
時 分まで

行事の名称：

使用施設名： まちなかキャンパス 若草通アーケード (市道)

使用料： _____ 円
 無し (宮崎大学まちなかキャンパス規程第12条第3項により免除)